ご不明な点は下記までお尋ねください。

〒100-0004
東京都千代田区大手町●-●-●

九州　太郎　　様

〒810-8720
福岡市渡辺通2-1-82

九州電力株式会社
福岡コールセンター
契約関係：　福岡営業所　再エネ受付担当
技術関係：　福岡配電事業所　出力制御担当

TEL　0120-908-XXXX
営業時間
平日 9：00～17：00
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

URL　http://www.kyuden.co.jp/
※上記URLから弊社ホームページにアクセスいただき、お問合せフォームからお問合せください。

<10kW以上の太陽光発電設備を連系されている方への重要なお知らせ>

太陽光発電の出力制御に関する今後のお手続きについて

平素は、当社の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、九州本土では太陽光発電の申込みが増加しており、平成27年１月26日以降に連系承諾したご契約者さまについては、出力制御(※１)に応じていただくことを太陽光発電の買取条件とさせていただいておりました。

別紙１に記載したご契約については、出力制御の対象となっており、発電設備の一部変更（設備の一部更新、インターネット環境のご準備等。詳細は※２）が必要となりますので、ご確認ください。

＊　これらの費用（設備更新費用、インターネット接続に関する費用等）は、ご契約者さまのご負担となります。

つきましては、今後のお手続きについて別紙２のとおりご案内いたしますので太陽光発電設備のご購入先（設置工事者さま）にご相談の上、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

＊　住宅購入等と併せて太陽光発電設備を設置された場合は、ご購入先（住宅メーカーさま等）にご相談ください。

（※１）～（※２）については裏面をご覧ください。

以　上

【ご注意事項】
・今回のご案内は、再エネ特措法により定められた国のルールに基づくものであり、当社系統への連系に先立ち、ご契約者さまにお約束いただいている内容です。
・電力会社との契約内容や再エネ特措法に関するお問合せは、上記の九州電力各事業所へお問合せください。
・お手続きに応じていただけない場合、太陽光連系に関するご契約が解約となることがあります。

九州電力

（※１）出力制御とは？

・電気は、消費と発電が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。

> ・消費と発電のバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。

・九州本土では太陽光の連系量が急速に増えていることから、九州全体の発電量が消費量を上回らないよう、発電量を制御（出力制御）する仕組みが必要となります。

> ・平成27年1月の再エネ特措法省令の改正により、一定の基準を超えて連系した太陽光発電設備には、電力会社からの出力制御の要請に無制限・無補償で応じていただくルールが定められました。

注）九州本土の出力制御の開始時期は、今後の太陽光の導入状況や需給バランスを見極めながら判断することになります（現時点では具体的な時期は未定）。

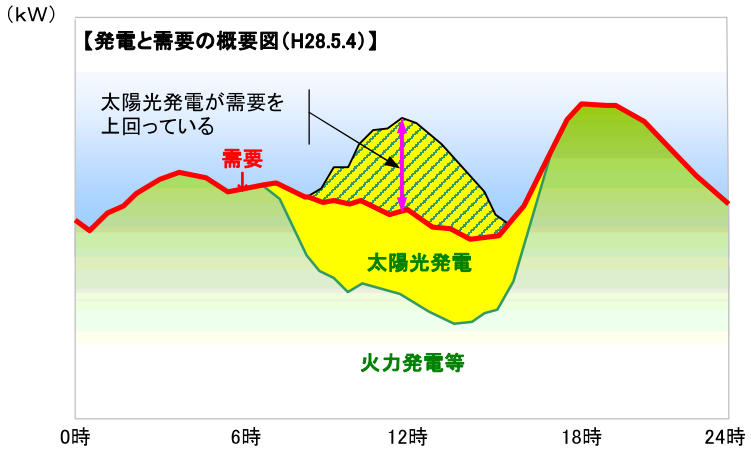

※発電量が消費量を上回った場合、需要と供給のバランスがとれず、電気を安定的に供給できない恐れがあります。

（※２）発電設備の一部変更とは？（補足資料もご確認ください）

・出力制御に対応するためには、発電設備の変更が必要です。
（ご契約者さま側での設備設置、費用負担が、法律で義務付けられています）

（必要となる手続きの例）
- パワーコンディショナー（ＰＣＳ）のプログラム更新
- 発電量を自動でコントロールできるＰＣＳへの取替え
- 当社の出力制御カレンダー情報を取得するためのインターネット環境構築（ＰＣＳのメーカーや機種により、ご用意いただくインターネット通信の方式が異なります）

※　どのような手続きが必要かについて、ご購入先へ確認ください。

(注)基本的にはインターネット環境のもとで出力制御スケジュール情報を取得して頂くこととなります。
山間部等でインターネット環境がない場合、事前に当社が1年間の出力制御を定めた「固定スケジュール」による対応も可能ですが、この場合、売電量が大幅に減少する可能性があります。
また、年に１回、ご契約者さま責任によるＰＣＳへのスケジュール取込み作業（メーカーさま等による作業：有料）が必要となります。

〔一般住宅の場合（例）〕

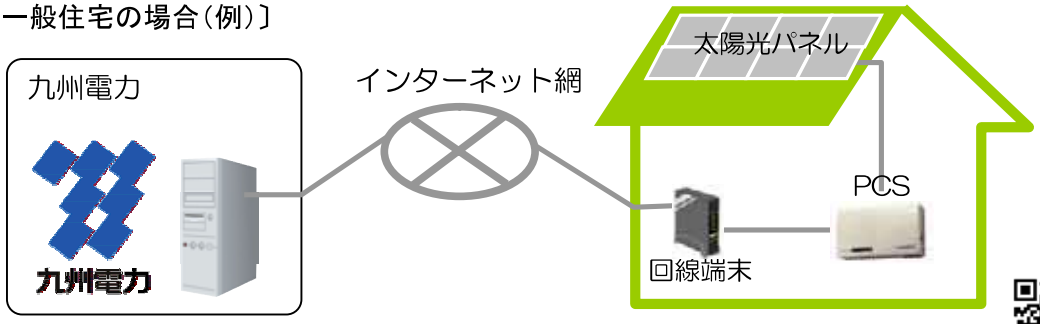

※　詳細やご提出資料の様式は、当社ＨＰよりご確認いただけます。
http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_topics.html

【重要】 本書は、必ず、切替工事を実施される
太陽光発電設備のご購入先等へお渡し下さい。

別紙　1

ご契約情報とパワーコンディショナー（PCS）に設定いただく「発電所ID」

担当営業所	ご契約者さま	発電場所住所 （発電所名）	申込日	連系開始日	認定ID	制御対象出力 （kW）	認定ID （増設分）	制御対象出力（増設分） （kW）
福岡	○○ソーラーさま	福岡市○○町111 （▲▲発電所）	H27.5.22	H27.7.20	A816420H40	25	－	－

（注1） 上記の制御対象出力（kW）が実際の設置内容と異なる場合、ご契約の見直しが必要となる可能性があるため、ご連絡ください。
（注2） PCSの切替工事に伴い、PCSの交換や電気配線の変更等を行われる場合は、「出力制御機能付PCS仕様確認依頼書」にあわせて、関係書類（機器の仕様書や配線図）のご提出が必要です。

【発電所IDについて】

・「発電所ID」は、当社がお知らせする出力制御スケジュールを取得するための識別番号であり、他発電所への流用はできません。
　※ 設定は、太陽光発電設備のご購入先等で実施いただきますが、誤って登録された場合、発電が停止することがありますので、ご注意下さい。

・当社は、制御対象出力5kW毎に発電所IDを1個発行（最大5個）します。発電所IDが不足する場合は、追加発行（電話、メールにてお知らせ）しますので、下記へご連絡下さい。

・ PCSに設定された発電所IDは、右表に記載のうえ、「完了届」にあわせてご提出ください。
　※ 設定されなかった不要なIDは、当社にて削除するため、誤って記載された場合、発電が停止することがありますので、ご注意下さい。

発電所IDに関する連絡先：

福岡配電事業所　出力制御担当

TEL 0120-908-XXXX

営業時間
平日 9:00～17:00

※ 必ず、No.が小さいものから登録してください

枝番No.	使用有無	発電所ID（26桁）
01		09 0000 0094 3319 0000 0000 0015
02		09 0000 0094 3319 0000 0000 0024
03		09 0000 0094 3319 0000 0000 0033
04		09 0000 0094 3319 0000 0000 0042
05		09 0000 0094 3319 0000 0000 0051

※ 「使用有無」欄…PCSに設定したものに「○」、設定せずに余ったものには「×」を記載してください。

別紙　２

太陽光発電に関する今後のお手続きの流れ

太陽光発電設備ご購入先 （住宅メーカーさま、販売店さまなど）	ご契約者さま	九州電力

九州電力：太陽光発電の出力制御に関する今後のお手続きについて（今回のご案内文書）

※あらかじめ、ＰＣＳの設定に必要な登録用ＩＤ(発電所ＩＤ)を記載しています。

（郵 送）

ご契約者さま：受領

ご契約者さま：太陽光発電設備ご購入先へのご連絡※

※切替に必要な手続き（ＰＣＳ切替、インターネット契約）等についてご相談ください。
※ＰＣＳのメーカー、機種によりご用意いただくインターネット通信の方式が異なります。

太陽光発電設備ご購入先：内容のご確認

ご契約者さま：「出力制御機能付PCS仕様確認依頼書」のご提出
※　依頼書の様式は、当社HPよりダウンロード

※平成29年８月末目途で、別紙１に記載の担当営業所へ郵送ください。

九州電力：受領、内容確認

太陽光発電設備ご購入先：連絡
（例）工事予定時期、ご契約者さまにて準備いただく事項等

ご契約者さま：必要事項の準備
（例）インターネット契約、通信機器準備等

太陽光発電設備ご購入先：ＰＣＳの切替工事、発電所IDの設定

※　ＰＣＳの切替工事時期については、機種や工事施工体制によって異なりますので、太陽光発電設備の購入先との調整が必要です。
※　ＰＣＳの切替に関する費用（機器設置、発電所ＩＤの設定、インターネット契約等）は、ご契約者さまのご負担となります。
※　インターネット環境の構築は、ＰＣＳの切替工事前までに完了ください。（ただし、固定スケジュールの場合を除きます）

太陽光発電設備ご購入先：工事完了

ご契約者さま：完了届のご提出
※併せて別紙１もご提出ください

※平成29年12月末目途で、別紙１に記載の担当営業所へ郵送ください。

（郵 送）

九州電力：受領

以下の場合、固定価格買取制度における事業計画の変更認定申請、事前変更届出が必要です。
「完了届」に合わせて、国への変更手続きをお願いいたします。
電子申請システム（http://www.fit-portal.go.jp/）にてお手続きください。
なお、平成29年４月からの制度変更に伴い、新制度の適用を受けるために国に対して事業計画を提出する必要があります。
事業計画の提出後でなければ変更手続きはできないため、「完了届」提出時に変更手続きが完了していない場合は、変更手続き後に別途資料の提出をお願いいたします。

①　認定出力や保守点検責任者の変更
　　⇒　変更認定通知書（写）をあわせて提出ください。
②　配線方法（配線図）の変更
　　⇒　受理印が押された届出書（写）をあわせて提出ください。
※　既設PCSのアップデートや出力制御ユニットの追加等、①②に該当しない場合、上記の提出は不要です。

よくあるご質問

Q1 なぜ発電設備の一部変更が必要なのか。

A1 九州本土では、太陽光の連系が急増しており、このままでは電気の消費が少ない春秋を中心に発電した電気が余るため、安定した電気をお届けすることが困難となります。
このため、平成27年１月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、同年１月26日以降の連系承諾分から、「出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、無制限・無補償で出力制御に応じていただけること」を契約条件として、連系いただいております。
今回、出力の制御を行うための発電設備の一部変更の受付準備が出来たため、対応をお願いしているものです。（なお、ＰＣＳの切替工事時期については、機種や工事施工体制によって異なりますので、太陽光発電設備の購入先との調整が必要です。）

Q2 なぜ、連系当初に出力制御が出来る機器（PCS）を付けられなかったのか。

A2 平成27年１月時点において、出力制御機能を有したPCSは、市販されておりませんでした。
このため、出力制御機能を有したPCSの開発が完了次第、対応(切替）していただくことを前提に、連系いただいておりました。

Q3 必要な工事（ＰＣＳの取替え等）はどこに確認すればいいのか。

A3 出力制御に必要な工事（PCSの設定変更、取替、インターネット環境構築、配線工事など）や費用は、ご契約者さまが取付けられているＰＣＳの種類や設置状況等により異なりますので、太陽光発電設備の購入先へご確認をお願いします。
なお、切替に伴う費用は、ご契約者さまのご負担となりますのでご了承ください。

Q4 なぜインターネット環境が必要なのか。指定のプロバイダー等はあるのか。
（住宅などで）すでにインターネット環境がある場合はどうすればよいのか。

A4 当社が毎日更新する出力制御スケジュール情報を取得するため、インターネット環境を構築していただく必要があります。（ＰＣＳ切替前までには準備が必要です）
すでにインターネット環境がある場合も、インターネット回線とＰＣＳの接続が必要となりますが、詳しくは太陽光発電設備の購入先へお問合せください。
なお、通信を行うにあたって指定のプロバイダーはございません。

Q5 出力制御機能付ＰＣＳへの切替を行わなかった場合、どうなるのか。

A5 ご契約者さまの太陽光連系につきましては、平成27年１月の再エネ特措法省令の一部改正に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じたうえで、無制限・無補償で出力制御に応じていただけることを前提に当社系統へ連系を行っております。
このため、切替えに応じていただけない場合、ご契約を解約させていただくことがあります。

Q6 出力制御が始まるということか。

A6 出力制御の開始時期については未定です。九州管内においては再エネ（太陽光・風力等）の導入が急速に進んでいることから、電力の消費量が少ない低需要期には九州全体の発電量が消費量を上回る可能性があり、近い将来、出力制御が必要になる事態も想定されます。
今回のご案内は、各メーカーが「出力制御機能付PCS」を開発し、切替に関する受付準備が整ったこと、ご契約者さまの準備に一定期間が必要であることから、実施しているものです。（なお、ＰＣＳの切替工事時期については、機種や工事施工体制によって異なりますので、太陽光発電設備の購入先との調整が必要です。）

Q7 指定ルール事業者であるが、インターネット環境の構築には、費用がかかるため、固定スケジュールを採用することは可能か。

A7 原則、インターネット環境が必要です。
固定スケジュールは、山間部等、インターネット環境の構築が現実的ではない地域に立地される事業者さまを救済するために導入したものです。
指定ルール事業者さまが、固定スケジュールを採用することもできますが、ＰＣＳへのスケジュール取込み作業（メーカーさま等による有料の作業）が必要な上、インターネットにより更新スケジュールを受信される事業者さまと比較すると、最新の気象状況を反映することが出来ず、発電電力量が大幅に少なくなる可能性が高い等のリスクがありますので、あらかじめご了承下さい。

Q8 山間部等でインターネット環境がない場合はどうなるのか。

A8 インターネット環境がない場合は、PCSメーカーさま作業等により、あらかじめ１年先までの出力制御スケジュール（固定スケジュール）を登録していただくことになります。
ただし、固定スケジュールでは、インターネットがある場合に比べ、発電量が大幅に減少すること、年１回のご契約者責任による現地設定作業(有料)が必要となることに留意してください。
また、初年度の固定スケジュールの登録月が定例の登録月とずれている場合、初年度のみ２回の現地設定作業（有料）が必要になることがあります。